

財務省告示第三百八十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成十八年九月二十九日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十月六日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	振替法の適	発行方法	募入決定の	発行額
利付国庫債券（二十年）（第四十 一回、第四十二回、第四十四回、 第四十五回、第五十一回、第五 十二回、第五十三回及び第五十 四回）	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定す る）を競争に付して行われる入 札にのみ行う。次号において同 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当ててからその応募額を順次 額内金額で九百九十五億円	九百九十億八千四百二十九万六 千円		

八 最低額面金 五万円

九 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録による最低額と

十 発行日 平成十八年九月二十九日

十一 発行価格 発行対象国債のごとに面金額

出た金額 出た金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十二 利率 別表のとおり

十三 子の 募入決定の通知を受けた者

十四 式による計算した金額を第二

十五 号の規定する期間に払い込

十六 名の発行対象国債の額面金額の第一

十七 名発行対象国債の額面金額の第一

十八 名発行対象国債の額面金額の第一

十九 名発行対象国債の額面金額の第一

二十 名発行対象国債の額面金額の第一

二十一 名発行対象国債の額面金額の第一

二十二 名発行対象国債の額面金額の第一

二十三 名発行対象国債の額面金額の第一

二十四 名発行対象国債の額面金額の第一

(二) 発行時にあって、その利率に

係る所得税が源泉徴収され

るに、その利率に

係る所得税が源泉徴収され

るに、その利率に



(利付第二十五年国庫債券四回)	(利付第二十五年国庫債券三回)	(利付第二十五年国庫債券二回)	(利付第二十五年国庫債券一回)	(利付第二十四年国庫債券五回)	(利付第二十四年国庫債券四回)	(利付第二十四年国庫債券二回)	(利付第二十四年国庫債券一回)	名称及び記号
二・二%	二・一%	二・一%	二・〇%	二・四%	二・五%	二・六%	一・五%	利率(年)
平成二十三年三月二十日	平成二十三年三月二十日	平成二十三年三月十日	平成二十三年三月十日	平成二十二年三月十日	平成二十二年三月十日	平成二十一年三月十日	平成二十一年三月十日	償還期限
六十六億円	百億円	三十億円	六十五億円	十三億円	二十億円	九十四億円	六百七億円	(発行額面金額)

十八 元利金支 日本銀行  
 十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日 平成十八年九月二十九日  
 (別表)